

保証のしるべ 2018 No.661 北海道信用保証協会 豊穣の秋 鳥瞰の北海道



札幌/白石に赴いて

株式会社北洋銀行 小樽中央支店 執行役員支店長 織田 亨



1.はじめに

当行は、大正6(1917)年に「北海道無尽株式会社」の商号で創立され、おかげさまで昨年(2017)8月20日に100周年を迎えることができました。 平成10(1998)年に株式会社北海道拓殖銀行の道内営業を譲受け、平成20(2008)年に株式会社札幌銀行と合併等、幾多の変遷を経ながら現在に至っております。

私は、昭和59(1984)年に北洋相互銀行に入行しました。入行時は'道内を基盤とする4つの銀行(拓銀・道銀・北洋・札幌)が2行に集約されること'などまったく想定できず、集約されるたびに驚きの連続でありました。今でこそ金融機関の合併(メガバンク、地域金融機関等)は数多く実施されていますが、当時は前例のない諸業務(システム統合、規程規則の統一等)に苦労の連続であったと記憶しています。

私は、昨年4月に白石中央支店に着任しました。 もともと札幌で生まれ育ち、数々の札幌市内営 業店を経験しましたが、ここ白石は馴染みのない初めての地域でありました。赴任の命を受け た時は、地域の特性等まったくイメージできず、 やや困惑したことを覚えています。しかし、月日



北洋銀行 白石中央支店

を経るごとに「都会的な中に、強い庶民性を有するこの街」が好きになり、大いに魅力を感じています。まずは白石の歴史についてお伝えします。

2. 白石の歴史

現在の地下鉄白石駅周辺は、昭和30(1955)年頃までは稲作農家が続く水田地帯でした。昭和40(1965)年頃から急速に都市化(宅地化)が進み、この街は大きく変貌をしております。

そもそも白石は、今の宮城県白石市にあった 仙台藩の白石城主・片倉小十郎の家臣団が明治4 (1871)年この地に入植し開墾しました(大まか に表現すると…国道12号線を挟んで地下鉄白石 駅からJR白石駅周辺の地域)。現在の「白石」とい う地名は、故郷の名をそのままとって命名され ました。家臣団(開拓団)のリーダーは佐藤孝郷 氏。彼は600余人の老若男女を率いて船で北海道 小樽に上陸し白石をめざしました。ここから白 石村の開拓が始まります。

佐藤孝郷氏は、子供の教育に熱心な方で、開拓を始めた翌年の明治5(1872)年には、白石小学校(当時は善俗堂という名前だった)を開校。生徒18人に対し先生が2人というミニ学校でしたが、礼儀や節度ある行動を大切にした「五ヵ条のきまり」という校則があり、厳しい指導を行なっていたとの記録が残っています。

開墾の苦労が実を結び始めた頃、白石村の人々は「苦労を共にしてきた仲間の交流のため、氏神を祭る神社を作ること」を話し合いました。協議の結果、明治5(1872)年4月に'白石神社'が完成しました。現在においても、白石神社は街のシンボルです。9月に開催されるお祭りや、お正月の初詣には地域以外からも大勢の人々が参拝







白石神社

され大いに賑わいを見せています。

明治17(1884)年、農業中心であった白石村に、 鈴木佐兵衛氏が鈴木レンガ工場を創業しました。 特に鉄道用レンガに多く使用され、一躍「白石 レンガ」の名を高めました。しかし環境の変化等 により、大正14(1920)年に生産は幕を閉じま した。因みに北海道庁赤レンガやサッポロビー ル博物館には白石レンガが使われています。現 代でも白石レンガは生き続けております。

大正時代に入ってからも白石の発展は止まる ことはありません。当時のJR(国鉄)白石駅から 定山渓までを結び '定山渓鉄道(定鉄という愛称 で呼ばれていました)'が開業しました。定山渓 温泉のそばにある豊羽鉱山から掘られる銀・鉛・ 亜鉛や定山渓周辺の森林から切られた木材など 豊かな天然資源を札幌へ運ぶ重要な輸送機関と して活躍しました。そんな定鉄も、物資はトラッ クに取って代わられ、昭和44(1969)年その姿 を消しました。

昭和25(1950)年7月白石村は札幌市と合併 して札幌市白石町となり、昭和45(1970)年に 白石町は白石区へと生まれ変わりました。昭和 51(1976)年には地下鉄東西線が開通。開業に 伴い白石の都市化は大きく進展しました。

3. 結びに

この街(白石)の歴史を辿っていく中で、時代 とともに失われたもの、現存しているもの等の 存在を改めて知りました。私たちの業界も、フィ ンテックやネットバンク等々新しい金融媒介が 躍進しつつあります。中でもネットバンクは、ス マートフォンひとつあれば、口座開設に店頭に行 くことはなく(そもそも実在する店舗がない…)、 印鑑を押印することもない。スマホロ座内に表示 される金融商品一覧(外貨定期・ローン・証券・保 険・投資信託等)は24時間365日利用可能かつ簡 便に取組むことができ、利便性の高さに驚きます。

私たちは、そういう時代の変化をしっかりと 把握し対応することが重要であると思います。 一方、どんなにネットが普及しても、ネットの みのやり取りには不安を感じます。お客様が気 軽に立ち寄れる営業拠点(店舗)と、そこで対応 するスタッフの存在が安心感や信頼感向上に繋 がるものと考えます。

変化の激しい時代ではありますが、こういう 時だからこそ、足下を照らし顧客ニーズをしっ かりと探り、真にお客様が求めるサービスを提 供し、地元北海道でお役に立ち、時代とともに さらに発展する存在になるよう努力したいと考 えます。



地元応援

地方創生を進める地方自治体の取組みを紹介します

今回紹介する地方自治体は

北海道

<基本情報>

- ■人 □:531万人 ■面 積:83,424㎡
- ■事業所数:225,300(全産業)



※北海道ホームページ「北海道の統計ミニ情報2018」より



中小企業課 金融グループの皆さん

地方創生の流れの中で、地方自治体の果たす役割は、これまで以上に大きくなっています。 今回は、北海道の中小企業支援策について、**北海道経済部地域経済局中小企業課金融グループ**の 皆さんに伺いました。

1. 現在、北海道で取組んでいる地方創生に向けた中小企業施策を教えてください。

近年、人口減少に伴う需要の減退や後継者不足による休廃業の増加などにより、地域経済の活力低下が懸念される中、本道においては、地域の経済と雇用を支える小規模企業の事業活動の継続は喫緊の課題となっています。そうした小規模企業に対する振興施策が必要と考え、平成28年に北海道小規模企業振興条例を制定し、地域経済の活性化・地域社会の持続的発展に向けた取組みを実施しています。

この条例では、「①経営体質の強化」「②事業の承継の円滑化」「③創業等の促進」を施策の基本方針として掲げています。

①経営体質の強化

展開の方向	主な取組みの例	
小規模企業の目線に合わせたきめ細やかな 経営相談・経営指導の実施	商工会・商工会議所による伴走型の経営指導や情報提供 北海道中小企業総合支援センター等による製品開発から販路拡大に至る 幅広い経営指導など	
重要な経営資源である経営者や従業員に 対する伴走型のスキルアップ支援	企業ニーズに沿った専門家派遣による個別研修の実施など	
道外からの人材誘致や産業の理解促進等 による人材の確保	道外のプロフェッショナル人材と道内企業との橋渡しや人材の受入企業への支援など	
域内・域外からの需要開拓・確保のための 新商品・新サービスの開発と販路開拓支援	官民連携ファンド等による新商品・新サービス開発・販路開拓への支援など	

②事業の承継の円滑化

展開の方向	主な取組みの例	
専門家によるきめ細やかな情報提供と相談 指導	北海道事業引継ぎ支援センターや金融機関等との連携による情報提供など	
事業承継を支える専門人材の育成支援	事業承継コーディネーターの育成	
創業支援の取組みと連動した事業承継の促進	起業相談会や実践起業塾の活用による後継者候補のスキルアップなど	

③創業等の促進

展開の方向	主な取組みの例
創業の各ステージに応じたきめ細やかな	大学生向け起業家教育の開催、起業相談会、実践起業塾の開催
支援	先輩起業家 (メンター) 登録制度の整備
女性・若者・アクティブシニアなど多様で	北海道中小企業総合支援センター、商工会・商工会議所等による起業後の
意欲的な人材による創業の促進	フォローアップなど

また、これらの施策の展開を支えるために、関係機関と連携して、中小・小規模企業支援ネットワークの整備や、北海道制度融資「中小企業総合振興資金」による支援などを展開しています。

2. 北海道の制度融資について教えてください。

道の融資制度「中小企業総合振興資金」は、道内中小企業者等の皆さまの経営基盤の強化や事業の活性化を図るこ とによって、本道産業経済の発展に資することを目的として設けられています。

制度融資のスキームは、①道が、銀行・信用金庫・信用組合等の金融機関に一定の資金を預託し、②各金融機関はこ れに自身の資金を加えることによって、中小企業者の方々に対する融資枠を確保します。③金融機関は、申込のあった 都度、審査を行い、また、必要に応じて信用保証協会の保証審査を経たうえで、道の定める融資条件により資金の貸付 を行います。

「ライフステージ対応資金」は、創業期や成長・発展期など企業のライフステージに応じたメニューを用意し、「経済 環境変化対応資金」は、景況悪化時や災害時などに資金供給の円滑化を図るためのメニューとなっています。この他 に幅広い中小企業者にご活用いただける「一般経営資金」をご用意しています。

信用保証協会には、前述の小規模企業振興条例に呼応して、一般経営資金「小規模企業貸付」の保証料割引を実施い ただいております。

平成30年度 中小企業総合振興資金一覧表(制度概要)

資	金	名	融資対象
ラ イ フ ステージ 対応資金	創業貸付		①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社
	ステップ		事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等
	ア ッ プ 貸 付	政策サポート	道の経済施策に基づく分野の事業に取組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観光·企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の対象業種事業者
	経営力強化1	貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等
	再生支援負	資付	北海道中小企業再生支援協議会や経営安定 (倒産防止) 特別相談室を設置する商工会議所等の支援により事業再生に取組む中小企業者等
経済環境	経営環境		経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来している中小企業者等
変化対応 資 金		原料等高騰	原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加して いる中小企業者等
		①中小企業信用保険法第2条第5項に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項に基づく「特例中小企業者」の認定を受けたもの ②道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等	
		災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中小企業者等	
	防災·減災		事業継続計画 (BCP) を策定し、事前に災害等に備える取組みを行う中小企業者等
	貸付	耐震改修対策	要緊急安全確認大規模建築物を所有する方
一般経営	一般貸付		中小企業者等
資 金	小規模企業		従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の中小企業者等
	貸付	小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

また、この度の北海道胆振東部地震により、直接または間接被害を受けた中小企業・小規模事業者の方は、経営環境 変化対応貸付【災害復旧】がご利用いただけます。信用保証協会のご協力により、通常の保証料率よりも10~20%割引と なっていることに加え、北海道からの補助金も活用いただけます。

この補助金は、局地激甚災害に指定された厚真町、安平町、むかわ町に事業所を有する方は保証料全額補助、それ以 外の道内市町村の方は、保証料の1/3の補助を受けられます。皆さまの復旧・復興に向けて、是非ご活用ください。

(経営環境変化対応貸付【災害復旧】についての概要・詳細は、P7をご覧ください)

3.制度融資以外に北海道と信用保証協会が連携した新しい取組みはありますか。

平成30年度は、道と信用保証協会との連携強化の一環で、勉強会を実 施しています。

初回が平成30年10月15日に実施され、道経済部中小企業課・経済企画 課が信用保証協会の20~40代の職員に対して、道が抱える課題や講じ ている経済施策などの講義を行いました。

この勉強会は、継続的に実施する予定となっており、今後は双方の意 見交換なども予定しています。我々も信用保証協会の現場の声を聞きな がら、実効性のある施策を講じていきたいと考えています。



北海道胆振東部地震の影響で金融支援が必要な皆さまへ

当協会では、災害に対応する以下の保証制度により、復興を目指す中小企業者・小規模事業者の皆さまの資金繰りを応援します。

-- 当面の資金繰りを確保したい ------

緊急短期資金保証(当協会独自制度)

自然災害等の有事において、短期的な運転資金を供給することによって、喫緊の資金繰りを支援し、中小企業・小規模事業者の事業継続を後押しする当協会独自の制度です。

資格要件	中小企業・小規模事業者 直近決算(確定申告)の平均月商の1ヵ月以内とし、かつ、 既存の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)を 含め、次の保証限度額の範囲内となります。 普通保証:2億円以内(組合は4億円以内) 無担保保保証:8,000万円以内	保証期間	
保証限度額		貸付形式融資利率	37,771311
		担 保	必要に応じ
		保証人	原則として法人代表者のみ
		保証料率	普通保証・無担保保証の場合 → 年 0.45%~1.90% 小口零細企業保証の場合 → 年 0.50%~2.20%
資金使途	事業継続に必要な運転資金 ※借換資金は対象となりません。	責任共有	普通保証・無担保保証の場合
返済方法	ー括返済 ただし、保証期間到来時、中小企業・小規模事業者の資金 繰りに応じて、長期資金での借換が可能です。		→ 責任共有対象 小口零細企業保証の場合 → 責任共有対象外

- 公的保証制度を利用し、別枠で資金を確保したい .-----

(災害関係保証(直接被害を受けられた方) 国の制度

国民生活に著しい影響を及ぼす災害が発生した場合に、その災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の事業の再建に必要な資金調達を支援する国の制度です。

資格要件	むかわ町に事業所を有し、北海道胆振東部地震により直接 被害を受けた中小企業・小規模事業者	返済方法	一括返済または分割返済
		保証期間	定めなし
		貸付形式	手形貸付、証書貸付
保証限度額	通常の保証限度額および経営安定関連(セーフティネット) 保証の保証限度額とは別枠でご利用いただけます。 普通保証:2億円以内(組合は4億円以内) 無担保保証:8,000万円以内	融資利率	金融機関所定
		担 保	必要に応じ
		保証人	原則として法人代表者のみ
答	事業の再建に必要な資金(運転資金・設備資金)	保証料率	年 0.60%~0.88%
貝亚沃迩		責任共有	責任共有対象外 (100%保証)

経営安定関連(セーフティネット)保証4号 国の制度

災害その他の突発的な事由により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、その経営の安定に必要な資金調達を支援する国の制度です。

資格要件	・ 北海道内に事業所を有し、北海道胆振東部地震により直接 または間接被害を受けた中小企業・小規模事業者	保証期間	定めなし
	※経営安定関連(セーフティネット)保証4号の認定を	貸付形式	手形貸付、証書貸付
		融資利率	金融機関所定
保証限度額	普通保証:2億円以内(組合は4億円以内)	担保	必要に応じ
		保証人	原則として法人代表者のみ
資金使途	経営の安定に必要な資金(運転資金・設備資金)	保証料率	年 0.60%~0.88%
返済方法	一括返済または分割返済	責任共有	責任共有対象外 (100%保証)

北海道の融資制度のご案内(保証料割引・保証料補助があります)

【経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【災害復旧】

北海道胆振東部地震により直接または間接被害を受けた中小企業・小規模事業者の早期復旧と経営の安定を図るための北海道の融資制度です。

融資対象者	(1) 道内に事業所を有する中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、平成30年北海道胆振東部 地震の直接又は間接の被害により、経営に影響を受けているもの <適用地域>道内全市町村 (2) 経営安定関連(セーフティネット)保証4号の認定を受けた中小企業者等
資金使途	運転資金·設備資金
融資金額	設備資金 8,000万円以内 運転資金 5,000万円以内 ※資金使途については、設備資金と運転資金の併用が可能です。(併用時の融資金額は、1企業あたり合計1億3千万円が限度となります。) ※信用保証のご利用状況、罹災証明書、認定書の有無により保証限度額が異なります。
融資期間	1年超10年以内(据置2年以内)
融資利率	固定金利 年1.0% (融資期間5年以内) 年1.2% (融資期間10年以内) 変動金利 年1.0% (融資期間が3年を超える借入の場合に限る)
償還方法·担保	取扱金融機関の定めるところによります。
保証料率	0.40%~1.71% (経営安定関連(セーフティネット)保証4号または災害関係保証を利用する場合は0.48%~0.70%)
取扱期間	平成31年3月31日まで

ポイント①

保証料の割引が適用されます

対 象	通常の保証料率	割引後の保証料率	
一般保証(「市町村の認定書」もし くは「罹災証明書」が無い方)	0.45~1.90%	0.40~1.71% (1割引)	
経営安定関連(セーフティネット) 保証4号(「認定書」がある方)	0.60~0.88%	0.48~0.70% (2割引)	
災害関係保証(厚真町・安平町・むかわ町の事業者で「罹災証明書」がある方)	0.60~0.88%	0.48~0.70% (2割引)	

ポイント②

道から保証料の補助が 受けられます

事業所の所在地

厚真町、安平町、むかわ町

保証料の全額 (道からの補助)

事業所の所在地

上記以外の道内の市町村

保証料の1/3(道からの補助)

「申込の流れ・申込方法

融資の申込		補助金の申請 (融資実行・保証料支払後の申請となります)		
申 込 先	事業所所在地の商工会議所、商工会	道(経済部中小企業課)		
必要書類	①融資あっせん申込書 ②決算書2期分 ③商業登記簿謄本(法人の場合) ④見積書または契約書(設備資金の場合) ⑤道が別に定める調書(第8号様式) ⑥市町村長が発行する罹災証明書の写し (直接被害を受けた場合のみ) ⑦市町村長が発行する経営安定関連(セーフティネット)保証4号の認定書(認定を受けた方のみ)	①補助金等交付申請書 ②信用保証料の受領証明書 ③融資あっせん申込書の写し ④信用保証協会が発行する「信用保証料決定の お知らせ」の写し及び「信用保証書」の写し ⑤口座振替払申出書		

(注)補助金の申請期限は、融資を受けた日から30日以内かつ平成31年3月29日までとなります。

お問い合わせ先

(保証料について)

北海道信用保証協会 業務部業務課

TEL:011-241-2234

(融資制度、補助金について)

北海道経済部地域経済局中小企業課金融グループ TEL: 011-204-5346

LL:011 20+ 30+0

BCP策定サポート保証が創設されました

特徴

BCPの策定、BCPの見直しおよびBCPに基づく環境整備に取組むために必要な資金の円滑化を 図り、企業の経営基盤の強化を支援する保証制度です。

- ●災害発生時、早期に復旧し、事業継続が可能となります。
- ●信用保証料が10%割引となります。
- ●BCP策定(見直しを含む)・運用に関する専門家の派遣も可能です。

信用保証料率

(単位:年率%) 保証料率区分 基準保証料率 1.90 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45
 基準保証利率から10%割引
 1.71
 1.57
 1.39
 1.21
 1.03
 0.90
 0.72
 0.54
 0.40

本制度の保証料率

※有担保割引(▲0.1%)、会計参与設置会社割引(▲0.1%)あり

対象 者 8CPの策定または見直しを行い、災害等にあらかじめ備える取組みを行う中小企業・小規模事業者8CPは、中小企業庁の「中小企業BCP策定連用指針(第2版)に基づき策定し、同指針に定める基本コースの内容を充足する計画が対象 2億8,000万円以内(一般普通保証2億円以内、一般無担保保証8,000万円以内) 責任共有制度の対象となる取扱に限る 資金使途とする事業資金(運転・設備資金の併用可)は次のとおり(借換資金は対象外)(0度CPの策定または見直しを行ったのに必要となる資金専門機関への委託経費、購習金への参加費等 ②策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みに必要となる資金防災、減災に資する施設等の整備、その他の取組みに係る資金 一括返済/1年以内、分割返済/10年以内(据置期間1年以内)(地方公共団体の融資制度による取扱の場合は、各制度要綱等の定めるところによる※下記の留意事項あり)				
保証割合 責任共有制度の対象となる取扱に限る 対象資金 資金使途とする事業資金 (運転・設備資金の併用可) は次のとおり (借換資金は対象外) ① BEOPの策定または見直しを行うために必要となる資金 専門機関への委託経費、講習会への参加費等 ② 策定まだは見直しを行うたBCPに基づいて実施する取組みに必要となる資金 防災・減災に資する施設等の整備、その他の取組みに係る資金 所災・減災に資する施設等の整備、その他の取組みに係る資金 不括返済/1年以内、分割返済/10年以内(据置期間1年以内) (地方公共団体の融資制度による取扱の場合は、各制度要綱等の定めるところによる ※下記の留意事項あり) 貸付金利 金融機関所定利率 (地方公共団体の融資制度による取扱の場合は、各制度要綱等の定めるところによる ※下記の留意事項あり) 貸付形式 証書貸付または手形貸付 返済方法 一括返済または分割返済 担保 必要に応じて 保証 人原則として法人代表者のみ 申込方法 金融機関経由保証	対 象 者	BCPは、中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針(第2版)に基づき策定し、同指針に定める基本		
対象 資金 資金使途とする事業資金(運転・設備資金の併用可)は次のとおり(借換資金は対象外) ① 用医Pの策定または見直しを行うために必要となる資金 専門機関への委託経費、講習会への参加費等 ② 策定または見直しを行うたBCPに基づいて実施する取組みに必要となる資金 防災・減災に資する施設等の整備、その他の取組みに係る資金 「一括返済/1年以内、分割返済/10年以内(据置期間1年以内) (地方公共団体の融資制度による取扱の場合は、各制度要綱等の定めるところによる ※下記の留意事項あり) 貸付	保証限度額	2億8,000万円以内(一般普通保証2億円以内、一般無担保保証8,000万円以内)		
①BCPの策定または見直しを行うために必要となる資金 専門機関への委託経費、講習会への参加費等 ②策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みに必要となる資金 防災・減災に資する施設等の整備、その他の取組みに係る資金 防災・減災に資する施設等の整備、その他の取組みに係る資金 (株証期間 (地方公共団体の融資制度による取扱の場合は、各制度要綱等の定めるところによる※下記の留意事項あり) 貸付金利 金融機関所定利率 (地方公共団体の融資制度による取扱の場合は、各制度要綱等の定めるところによる※下記の留意事項あり) 貸付形式 証書貸付または手形貸付 返済方法 一括返済または分割返済 担保証書貸付または手形貸付 返済方法 金融機関経由保証 必要に応じて 保証人原則として法人代表者のみ 申込方法 金融機関経由保証 必要書類 信用保証協会所定の保証申込書類の他、次の書類が必要(1)BCPの策定または見直しを行う場合 ①策定または見直しに必要な金額を証する見積書、契約書等②見直しを行う場合については、現行のBCP(2)策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合 ①策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合 ①策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合 ①策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合 ①策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合 ①策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合 ①策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合 ②を要とする設備等の見積書等 W 意事項 地方公共団体の融資制度については、北海道中小企業総合振興資金経済環境変化対応資金 防災・減災負付融資対象(1)「道防災」に限り、本制度との併用が可能(2018年11月現在)	保証割合	責任共有制度の対象となる取扱に限る		
(地方公共団体の融資制度による取扱の場合は、各制度要綱等の定めるところによる ※下記の留意事項あり)	対象資金	①BCPの策定または見直しを行うために必要となる資金 専門機関への委託経費、講習会への参加費等 ②策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みに必要となる資金		
(地方公共団体の融資制度による取扱の場合は、各制度要綱等の定めるところによる ※下記の留意事項あり) 貸付形式 証書貸付または手形貸付 返済方法 一括返済または分割返済 担 保 必要に応じて 保 証 人 原則として法人代表者のみ 申 込 方 法 金融機関経由保証 必 要 書 類 信用保証協会所定の保証申込書類の他、次の書類が必要 (1) BCPの策定または見直しを行う場合 ①策定または見直しを行う場合 ②見直しを行う場合については、現行のBCP (2) 策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合 ①策定または見直したBCP ②必要とする設備等の見積書等 留意事項 地方公共団体の融資制度については、北海道中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 防災・減災貸付融資対象(1)「道防災」に限り、本制度との併用が可能(2018年11月現在)	保証期間	(地方公共団体の融資制度による取扱の場合は、各制度要綱等の定めるところによる		
返済方法 一括返済または分割返済 担 保 必要に応じて 保 証 人 原則として法人代表者のみ 申 込 方 法 金融機関経由保証 必 要 書 類 信用保証協会所定の保証申込書類の他、次の書類が必要 (1) BCPの策定または見直しを行う場合 ①策定または見直しに必要な金額を証する見積書、契約書等 ②見直しを行う場合については、現行のBCP (2) 策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合 ①策定または見直したBCP ②必要とする設備等の見積書等 留 意 事 項 地方公共団体の融資制度については、北海道中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 防災・減災貸付融資対象(1)「道防災」に限り、本制度との併用が可能(2018年11月現在)	貸付金利	(地方公共団体の融資制度による取扱の場合は、各制度要綱等の定めるところによる		
担 保 必要に応じて 保 証 人 原則として法人代表者のみ 申 込 方 法 金融機関経由保証 必 要 書 類 信用保証協会所定の保証申込書類の他、次の書類が必要 (1) BCPの策定または見直しを行う場合 ①策定または見直しに必要な金額を証する見積書、契約書等 ②見直しを行う場合については、現行のBCP (2) 策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合 ①策定または見直したBCP ②必要とする設備等の見積書等 田 意 事 項 地方公共団体の融資制度については、北海道中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 防災・減災貸付融資対象(1)「道防災」に限り、本制度との併用が可能(2018年11月現在)	貸付形式	証書貸付または手形貸付		
保 証 人 原則として法人代表者のみ 申 込 方 法 金融機関経由保証 必 要 書 類 信用保証協会所定の保証申込書類の他、次の書類が必要 (1) BCPの策定または見直しを行う場合 ①策定または見直しに必要な金額を証する見積書、契約書等 ②見直しを行う場合については、現行のBCP (2) 策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合 ①策定または見直したBCP ②必要とする設備等の見積書等 留 意 事 項 地方公共団体の融資制度については、北海道中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 防災・減災貸付融資対象(1)「道防災」に限り、本制度との併用が可能(2018年11月現在)	返済方法	一括返済または分割返済		
申込方法 金融機関経由保証 必要書類 信用保証協会所定の保証申込書類の他、次の書類が必要 (1) BCPの策定または見直しを行う場合 ①策定または見直しに必要な金額を証する見積書、契約書等 ②見直しを行う場合については、現行のBCP (2) 策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合 ①策定または見直したBCP ②必要とする設備等の見積書等 留意事項 地方公共団体の融資制度については、北海道中小企業総合振興資金経済環境変化対応資金防災・減災貸付融資対象(1)「道防災」に限り、本制度との併用が可能(2018年11月現在)	担 保	必要に応じて		
必要書類 信用保証協会所定の保証申込書類の他、次の書類が必要 (1) BCPの策定または見直しを行う場合 ①策定または見直しに必要な金額を証する見積書、契約書等 ②見直しを行う場合については、現行のBCP (2) 策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合 ①策定または見直したBCP ②必要とする設備等の見積書等 田意事項 地方公共団体の融資制度については、北海道中小企業総合振興資金経済環境変化対応資金防災・減災貸付融資対象(1)「道防災」に限り、本制度との併用が可能(2018年11月現在)	保 証 人	原則として法人代表者のみ		
(1) BCPの策定または見直しを行う場合 ①策定または見直しに必要な金額を証する見積書、契約書等 ②見直しを行う場合については、現行のBCP (2) 策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合 ①策定または見直したBCP ②必要とする設備等の見積書等 留意事項 地方公共団体の融資制度については、北海道中小企業総合振興資金経済環境変化対応資金 防災・減災貸付融資対象(1)「道防災」に限り、本制度との併用が可能(2018年11月現在)	申込方法	金融機関経由保証		
防災・減災貸付融資対象(1)「道防災」に限り、本制度との併用が可能(2018年11月現在)	必要書類	(1) BCPの策定または見直しを行う場合 ①策定または見直しに必要な金額を証する見積書、契約書等 ②見直しを行う場合については、現行のBCP (2) 策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合 ①策定または見直したBCP		
取扱期間 2018年10月12日保証申込受付分から2020年3月31日保証承諾分まで	留意事項			
	取扱期間	2018年10月12日保証申込受付分から2020年3月31日保証承諾分まで		

相談窓口のご案内

中小企業等経営・金融相談窓口 本店 保証部・支店

- ●皮革等相談窓□
- ●東日本大震災に関する特別相談窓□
- ●賃金水準上昇対策相談窓□
- ●ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁禁止関連特別相談窓口
- ●平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓□
- ●英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓□
- ●タカタ株式会社関連相談窓□
- ●金融機関の紹介窓□
- ●平成30年北海道胆振東部地震に係る災害に関する特別相談窓□

平成30年9月6日現在 9窓口設置中

定例相談窓□ 商工会議所等

当協会の中小企業診断士職員を中心に、中小企業経営者の皆さまの経営・金融相談にお応えします。 [受付時間 10:00~16:00]

相 談 窓 口	相	談日	
北海道中小企業総合支援センター 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル 9階	原則·毎月第1木曜日	12月 6日(木)	2月 7日(木)
さっぽろ産業振興財団 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル 2階 札幌中小企業支援センター	原則·毎月第2木曜日	12月13日(木) 2月14日(木)	1月10日(木)
札幌商工会議所 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル 1階 中小企業相談所	原則·毎月第3金曜日	12月21日(金) 2月22日(金)	1月18日(金)
函館商工会議所 函館市若松町7-15	原則·毎月第2火曜日	12月11日(火) 2月12日(火)	1月 8日(火)
苫小牧商工会議所	原則·毎月第1木曜日	12月 6日(木)	2月 7日(木)
小牧市表町1丁目1-13 苫小牧経済センタービル	原則·毎月第2木曜日	12月13日(木) 2月14日(木)	1月10日(木)

| 夜間相談窓□ | 本店 業務部企業支援課

当協会の中小企業診断士職員が、中小企業経営者の皆さまの経営・金融相談にお応えします。 [受付時間 17:10~19:40]

相	談	窓		相	談	日	
		正協会 通西14	丁目1階	原則·毎月第1·第3火曜日	12月4日・1	8日、1月8日・22日、	2月5日・19日

■主な相談内容

- 創業に関するサポート
- ・財務分析を主体とする経営アドバイス
- ・経営戦略や事業計画策定のサポート
- ・事業再生に関するサポート

■ご利用方法

本店1階の受付窓口に直接お越しください。 ご予約は不要ですが、受付順にご相談を承りますので、ご予約をいただいた方がスムーズな対応となります。

ご予約は 011-241-5605(企業支援課)もしくは 0120-279-540(フリーダイヤル)まで

※夜間経営相談窓口にご来店される方は、駐車場のご利用ができませんので、公共交通機関をご利用ください。

※内容によりお受けできないご相談もありますので ご了承ください。

〈お受けできない相談事例〉

- ・中小企業の経営に関係のないこと
- ・債務整理に関する相談
- ・信用保証に関する具体的な金融相談

(こちらは当協会の相談窓口でお受けしております)

創業者向けセレクトセミナーを開催します

平成31年1月29日(火)、1月31日(木)に、創業者向けセレクトセミナーを開催します。このセミナーは、これから創業を考えている方、創業後5年未満の方を対象としており、創業に必要な知識が習得できる2つのセミナーの中から、必要なセミナーを受講いただくことが可能です。

また、全日セミナー終了後、当協会職員および日本政策金融公庫の担当者による無料相談会を実施し、創業に関する不安や課題の解消、創業計画書の作成、金融調達等のお手伝いをいたします。

セミナーの参加には事前に申込が必要になりますので、ご希望の方は下記連絡先までお申込ください。

【セミナー概要】

1. 日 時 平成31年1月29日(火)18:30~20:30

テーマ お客さまの心に届く対応のコツ

講 師 人材育成コンサルタント 後藤 真澄 氏

2. 日 時 平成31年1月31日(木)18:30~20:30

テーマ 「色」で引き寄せる3つのポイント

講 師 カラーコーディネーター 外崎 由香 氏

定員各30名(先着順)

参加費 無料

会 場 アスティ45 16階 ACU-A 中研修室1605 (札幌市中央区北4条西5丁目)

主 催 北海道信用保証協会

共 催 日本政策金融公庫

後 援 公益財団法人北海道中小企業総合支援センター、 北海道よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構 北海道本部、札幌市、札幌商工会議所

<お問い合わせ・申込先>

業務部 企業支援課(担当:平川·安部) TEL:011-241-5605 FAX:011-221-1089

MAIL: shienka@cgc-hokkaido.or.jp



創業者向けセレクトセミナーを開催しました

平成30年8月23日(木)、30日(木)に、これから創業を考えている方、創業後5年未満の方を対象に、以下の創業者向けセレクトセミナーを開催し、延べ48名の方にご参加いただきました。 ご参加いただいた皆さま、熱心に受講していただき誠にありがとうございました。

【セミナー概要】

〇平成30年8月23日(木)

テーマ **起業・創業のススメ〜創業の心得5力条〜**

講 師 中小企業診断士 山崎 記敬氏

〇平成30年8月30日(木)

テーマ **食を扱うなら知っておこう! 食の安心安全セミナー**

講師 HACCP指導員 今直樹氏

なお、北海道胆振東部地震の発生に伴い、9月6日(木)、9月12日(水)の創業者向けセレクトセミナーは中止させていただきました。参加申込をいただいた方、関係者の皆さまにお詫び申し上げます。



札幌東陵高校でセミナーを開催しました

平成30年9月3日(月)から2回にわたり札幌東陵高校 (札幌市東区東苗穂10条1丁目)において、セミナーを 開催しました。

セミナーは、グループワークを通じて「新しく仕事を作り上げること(起業)」について考える内容で、3年生14名の方にご参加いただきました。



宮島学園北海道製菓専門学校で創業セミナーを開催しました

平成30年10月13日(土)に宮島学園北海道製菓専門 学校(札幌市南区川沿1条1丁目)において製菓衛生師 を目指す学生を対象に創業セミナーを開催しました。

セミナーは、創業に関する当協会の金融支援メニューや事業計画書の作り方などの内容で、23名の方にご参加いただきました。



創業サポートガイドをご活用ください

創業支援の一層の推進を図ることを目的として「創業サポートガイド」を作成しました。 本書では、これまで当協会が創業のご支援をさせていただいた実績をもとに、創業の基礎知識 や重要なポイントをまとめています。

最寄の協会窓口で配布しており、HPでもダウンロード可能ですので、創業の準備を進めるうえで、 ぜひご活用ください。







創業情報誌「START-UP! BUSINESS SUPPORT TEAM JOURNAL」 VOL.015【栗山編】・VOL.016【浦河編】の発行および 動画コンテンツ「オーエンチャンネル」 VOL.11【栗山編】・VOL.12【浦河編】の配信開始について

当協会では、この度、創業に関する情報誌「START-UP! BUSINESS SUPPORT TEAM JOURNAL」 VOL.015【栗山編】およびVOL.016【浦河編】を発行しました。

VOL.015は、栗山町内中心部にある米こうじ・醤油醸造所「EZOFUJI-BREWING」(夕張郡栗山町 錦3丁目130)を経営する合同会社蝦夷ノ富士醸造の代表 池下 雄介 様、VOL.016は、浦河町内にある スープカレーとハンバーグ、仕出しを提供している「CHICKEN&CURRYのお店さっちゃんハウス」 (浦河郡浦河町大通3-53浦河ショッピングセンターMio) 内海 幸子 様の特集です。

お二人の創業の動機や経緯、創業時の苦労・悩み・解決方法、経営において心がけていること、 さらには創業を夢見ている方へのアドバイスメッセージを語っていただきました。

また、同時に北海道で活躍されている創業者をご紹介する動画コンテンツ「オーエンチャンネル」 VOL.11【栗山編】およびVOL.12【浦河編】を配信しました。

お二人の創業物語は、動画でも観ることができますので、ぜひご覧ください。

(動画共有サイト「YouTube」で「オーエンチャンネル」と検索ください)

本情報誌および動画は、当協会が創業支援として取組む、地域における創業がしやすい環境づく りの一環として発信するものです。









住宅宿泊事業(民泊)に係る保証取扱について

平成30年6月15日に住宅宿泊事業法(以下、民泊業法)が施行されたことに伴い、「住宅宿泊事業(以下、民泊事業)」に係る保証取扱が定められました。

1. 許認可の確認について

民泊事業を行う事業者は、保証申込時に「事業者からの届出を受理した自治体より事業者に対して送付された、保証対象となる民泊事業に係る届出番号および届出年月日が記載された書面の写」が必要となります。(これが困難な場合には、ページ下部に掲載している標識の写真および当該不動産の届出住宅が当該事業者の所有であることの確認できる不動産登記簿謄本の写しに代えることができます)

2.対象資金

①民泊事業のみを行う事業者

ア. 家主居住型

運転資金	全額対象 ただし、民泊事業に使用している建物に係る住宅ローンの借換資金は対象外
設備資金	民泊事業に係る部分の資金に限定され、営業日数相当額が限度。(民泊業法における年間営業日数の上限は180日) 所要資金×180日/365日

イ. 家主不在型

運転資金	全額対象
設備資金	営業日数相当額が限度。 所要資金×180日/365日

②民泊事業とその他の事業を兼業する事業者

ア. 事業用不動産(賃貸マンション、社宅等)の一部を民泊に使用する場合

5 -147 15 1 =75	
運転資金	全額対象
設備資金	全額対象

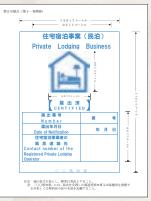
イ. 店舗併用住宅のうち、住宅部分を民泊に使用する場合

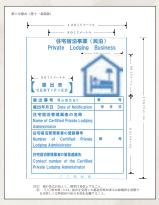
運転資金	全額対象
設備資金	民泊事業に係る部分の資金に限定され、営業日数相当額が限度。(民泊業法における年間営業日数の上限は180日) 所要資金×180日/365日

※上記①②ともに、民泊事業に使用する目的で新たに住宅を購入する資金は対象外となります。









事業承継制度のご案内

平成30年7月9日に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が改正されたことに伴い、事業承継時に利用可能である保証制度を一部新設しました。

以下の制度を取り揃えておりますので、ご相談をお待ちしています。

取扱例	自社株式を取得	新代表者が 株式を取得	М & А	従業員等が 株式を取得	持株会社が 株式を取得
制度	経営承継関連保証	特定経営承継関連保証	経営承継準備関連保証	特定経営承継準備関連保証	事業承継サポート保証
保証対象者	会社または個人事業主	(会社の)代表者個人	会社または個人事業主	事業を営んでいない個人 (代表者ではない個人~ 役員・従業員)	会社(持株会社)
主な対象資金	・自社株の取得資金 (株式会社) ・事業用資産の取得資金 (会社、個人) ・運転資金(会社、個人)	・代表を務める会社の 株式等取得資金	・他社株式等の取得資金 (会社、個人) <総株主等議決権の2分 の1を超える議決権を 有することとなる場合 に限る> ・他の中小企業者が有す る事業用資産等の取得 資金(会社、個人)	・株式等の取得資金 <総株主等議決権の2分 の1を超える議決権を 有することとなる場合 に限る> ・他の中小企業者が有す る事業用資産等の取得 資金	事業会社の発行済議決 権株式総数の3分の2以 上を一括で取得する資金 および附帯費用
保証限度額	・特例無担保保険 8,000万円 ・特例普通保険 2億円 ※一般保険と別枠 ・特別小□保険 2,000万円	・特例無担保保険 8,000万円 ・特例普通保険 2億円 ※保険特例であるが別枠 ではなく、一般保険の 限度額に含まれる ・特別小□保険 2,000万円	・特例無担保保険 8,000万円 ・特例普通保険 2億円 ※一般保険と別枠 ・特別小□保険 2,000万円	 特例無担保保険 8,000万円 特例普通保険 2億円 ※保険特例であるが別枠ではなく、一般保険の限度額に含まれる 	・一般無担保保険 8,000万円 ・一般普通保険 2億円
信用保証料	9段階の料率体系 (※特別小口 0.72%)	9段階の料率体系 (※特別小口 0.72%) 個人事業主でない場合 1.15%	9段階の料率体系 (※特別小口 0.72%)	1.15%	9段階の料率体系 新設持株会社の場合は 1.15%
保証期間	運転10年、設備15年	運転10年、設備15年 (据置1年以内)	運転10年、設備15年 (据置1年以内)	運転10年、設備15年 (据置1年以内)	設備15年 (据置2年以内)
連帯保証人	原則、代表者のみ	原則、認定中小企業者 (法人保証)のみ	原則、代表者のみ 個人は他の中小企業者 (法人保証)のみ	原則、他の中小企業者 (法人保証)のみ	原則、代表者のみ
添付書類	・道知事の認定書(申請書を含む)、認定申請の提出書類の写し	・道知事の認定書(申請書を含む)、認定申請の提出書類の写し	・道知事の認定書(申請書を含む)、認定回り ・承継に係る明確な合意があることを証する書面・登記事項証明書、定款、株式等を取得する場所とは株式等の価格を記する書類(他の中小企業者が会社である場合)・当該事項証明書、回格を証する書類(事業用資産等を取得する場合)	・道知事の認定書(申請書を含か)、認定申請の提出書を含か、認定申請の提出係る明確な合意があることを証する書面・登記事項を引きる。 登記事項を引きる。 当該事項を担け、当該事項証明書、の価格を証する者が会社である場合)・当該事項証明等の価格を証する場合)・当該事業用資書、の価格を証する場合。	・事業承継計画書 ・株式評価算定書 ・持株会社および事業 会社の株主名簿の写 ・持株会社および事業 会社の直近決算2期分、 会社謄本、定款の写

<お問い合わせ・ご相談先>

業務部 企業支援課 事業承継サポートデスク(担当:小杉)

TEL:011-241-5605 FAX:011-221-1089 MAIL:shienka@cgc-hokkaido.or.jp

■■北海道内

信用保証利用企業動向調査 (平成30年7月~9月期調查)

この調査は、信用保証をご利用いただいている中小企業の皆さまの景況・金融動向等を把握するために、日本政策金融公庫保険企画部が全国9都道府県(北海道、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県)の信用保証協会と共同して、四半期毎に信用保証利用企業についてアンケート調査を行っているもので、昭和44年以来実施している調査です。

この度、平成30年7月~9月期の道内の調査結果をとりまとめましたので、お知らせします。

【調査時点】 平成30年9月中旬

【調查対象】 1,444企業

【有効回答数】 385企業(回答率26.7%)

【調査方法】 封書によるアンケート調査

道内の信用保証利用企業の景況感は、持ち直しの動きは一部弱まるが、 先行きについてはさらに持ち直す見通し。

〈全国の判断〉信用保証利用企業の景況は、やや悪化しているが、先行きについては持ち直しの見込み。

Ⅲ 概況

総合DIの推移





コメント〜全国的にはやや悪化しているが、先行きについては持ち直しの見込み。北海道では持ち直しの動きは一部 弱まるが、先行きについてはさらに持ち直す見通し。

今期調査(平成30年7~9月期)による景況動向指数は、全国では、生産・売上DIが3.0ポイント、採算DIが0.9ポイント、資金繰りDIが1.1ポイント、借入難易感DIが0.4ポイント悪化した。北海道では、採算DIが1.1ポイント、資金繰りDIが0.5ポイント改善し、生産・売上DIが2.9ポイント、借入難易感DIが1.7ポイント悪化した。

今後の予測では、生産・売上DI、採算DI、資金繰りDIは改善、借入難易感DIは悪化する見通し。

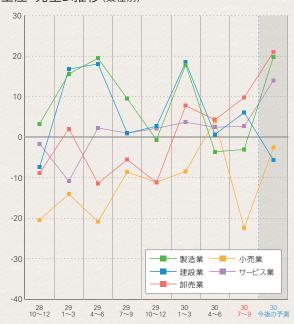
※景気動向指数DI (Diffusion Index)とは…

景気動向指数DIとは、景気の現状と先行きを予測する動向指数で、アンケート調査において、前期に比べ、「増加(または、好転、容易)」と回答した企業割合から、「減少(または、悪化、困難)」と回答した企業割合を差し引いた数値から、季節的な変動要因(季節調整値)を控除した数値です。

〈北海道分〉

│**Ⅲ** 生産・売上DⅠ

生産·売上DI推移(業種別)



全国と北海道の生産・売上DIの総合



				前期末予測	今期実績	次期予測
á	総		合	10.0	△ 0.8	7.2
4	製	造	業	5.6	△ 3.0	19.8
3	建	設	業	15.3	6.1	△ 5.6
î	即	売	業	11.9	9.8	21.0
1	J۱	売	業	2.9	△ 22.4	△ 2.5
1	-	ビ	ス業	13.6	2.7	14.0

コメント~ 小売業は悪化し、マイナス水準に転じた。

生産・売上DIでは、総合で前期比2.9ポイント悪化し、 \triangle 0.8となった。業種別では、小売業は大幅に悪化し、マイナス水準に転じた。一方、小売業を除くすべての業種は改善した。

今後の予測では、建設業を除くすべての業種で改善する見通し。

「**Ⅲ** 採算DI

採算DI推移(業種別)



全国と北海道の採算DIの総合



コメント~ 小売業を除くすべての業種で改善し、サービス業はプラス水準に転じた。

採算DIでは、総合で前期比1.1ポイント改善し、0.7となった。

業種別では、小売業を除くすべての業種で改善し、サービス業はプラス水準に転じた。一方、小売業は悪化した。

今後の予測では、建設業を除くすべての業種で改善する見通し。

iiii 資金繰りDI

資金繰りDI推移(業種別)



全国と北海道の資金繰りDIの総合



5.9

1.0

△ 18.6

10.9

△ 9.4

11.1

0.5

 \triangle 4.1

 \triangle 2.1

業

業

売

サービス業

コメント~ 小売業を除くすべての業種で改善し、サービス業はプラス水準に転じた。

資金繰りDIでは、総合で前期比0.5ポイント改善し、△1.8となった。

業種別では、小売業を除くすべての業種で改善し、サービス業はプラス水準に転じた。一方、小売業は悪化した。

卸

小

今後の予測では、建設業を除くすべての業種で改善する見通し。

█ 借入難易感DI

借入難易感DI推移(業種別)



全国と北海道の借入難易感DIの総合



コメント~ サービス業を除くすべての業種で悪化し、製造業、小売業はマイナス水準に転じた。

借入難易感DIでは、総合で前期比1.7ポイント悪化し、3.7となった。

業種別では、サービス業を除くすべての業種で悪化し、製造業、小売業はマイナス水準に転じた。

今後の予測では、小売業を除くすべての業種で悪化する見通し。

鎌統計資料

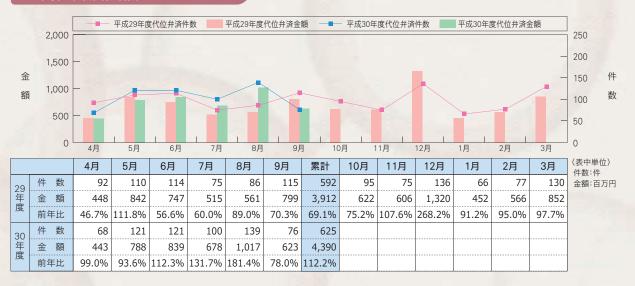
1 保証承諾実績



2 保証債務残高実績



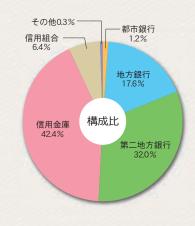
3 代位弁済実績



保証承諾の構成

金融機関群別保証承諾(年度累計)

	区	分		平成30年度(4~9月)					
		73		件数	金額(百万円)	構成比	前年比		
都	市	銀	行	58	1,796	1.2%	129.7%		
地	方	銀	行	1,727	26,482	17.6%	69.2%		
第	二地	方 銀	行	3,623	48,301	32.0%	73.9%		
信	用	金	庫	7,070	63,998	42.4%	105.6%		
信	用	組	合	1,246	9,708	6.4%	103.0%		
そ	0	D	他	33	506	0.3%	75.1%		
合			計	13,757	150,791	100.0%	85.8%		



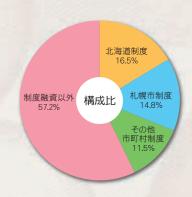
本支店別保証承諾(年度累計)

个文心仍不证不证(平及系可)								
	区	分		平成30年度(4~9月)				
		/)		件 数	金額(百万円)	構成比	前年比	
本			店	5,783	68,596	45.5%	83.9%	
逑	館	支	店	1,084	12,549	8.3%	79.8%	
帯	広	支	店	1,053	9,508	6.3%	88.5%	
北	見	支	店	757	7,951	5.3%	82.2%	
小	樽	支	店	623	6,908	4.6%	82.1%	
旭	Ш	支	店	1,658	16,248	10.8%	97.4%	
釧	路	支	店	1,075	10,643	7.1%	100.0%	
室	蘭	支	店	398	4,847	3.2%	83.8%	
滝	Ш	支	店	706	7,135	4.7%	79.3%	
苫	小 :	牧 支	店	620	6,407	4.2%	87.8%	
合			計	13,757	150,791	100.0%	85.8%	



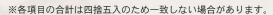
地公体融資制度別保証承諾(年度累計)

区分	平成30年度(4~9月)				
	件数	金額(百万円)	構成比	前年比	
北海道制度	2,723	24,862	16.5%	93.7%	
札幌市制度	2,107	22,313	14.8%	87.7%	
その他市町村制度	2,332	17,342	11.5%	88.4%	
制 度 融 資 以 外	6,595	86,274	57.2%	82.9%	
合 計	13,757	150,791	100.0%	85.8%	



資金使途別保証承諾(年度累計)

	X	Δ	分	平成30年度(4~9月)				
		73		件数	金額(百万円)	構成比	前年比	
運	転	資	金	11,754	134,873	89.4%	85.1%	
設	備	資	金	1,363	9,927	6.6%	90.0%	
運転	. 影	備	併用	640	5,991	4.0%	98.9%	
合			計	13,757	150,791	100.0%	85.8%	





保証承諾の構成

保証期間別保証承諾(年度累計)

区分	平成30年度(4~9月)				
	件数	金額(百万円)	構成比	前年比	
6 ヵ 月 以 内	2,121	23,199	15.4%	84.4%	
6ヵ月超~1年以内	2,923	38,204	25.3%	90.7%	
1 年 超 ~ 3 年 以 内	772	3,117	2.1%	72.0%	
3 年 超 ~ 5 年 以 内	4,204	35,413	23.5%	76.5%	
5 年 超 ~ 7 年 以 内	2,881	34,407	22.8%	89.2%	
7 年 超	856	16,452	10.9%	97.3%	
合 計	13,757	150,791	100.0%	85.8%	



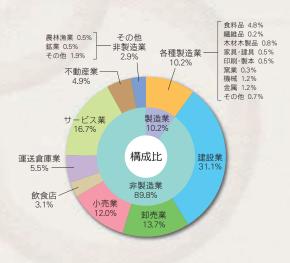
保証金額帯別保証承諾(年度累計)

E ()	平成30年度(4~9月)					
区 分	件数	構成比	金額(百万円)	前年比		
5,000千円以下	6,086	44.2%	20,171	93.6%		
5,000千円超~10,000千円	3,680	26.8%	32,176	97.7%		
10,000千円超~30,000千円	3,325	24.2%	65,531	89.0%		
30,000千円超~50,000千円	503	3.7%	21,021	73.7%		
50,000千円超~80,000千円	146	1.1%	9,924	65.5%		
80,000千円超	17	0.1%	1,968	51.3%		
合 計	13,757	100.0%	150,791	85.8%		



業種別保証承諾(年度累計)

				平成30年度(4~9月)				
	区	分		件数	金額(百万円)	構成比	前年比	
製	造		業	1,184	15,353	10.2%	78.8%	
食	料		品	480	7,232	4.8%	83.1%	
繊	紿		品	27	322	0.2%	67.4%	
木	材 木	製	品	82	1,164	0.8%	79.1%	
家	具・	建	具	83	698	0.5%	91.2%	
ED	刷 •	製	本	64	764	0.5%	73.9%	
窯			業	39	521	0.3%	85.9%	
機			械	154	1,844	1.2%	69.8%	
金			属	131	1,774	1.2%	75.9%	
そ	の他	製造	業	124	1,035	0.7%	71.3%	
	非 製 造							
非	製	造	業	12,573	135,439	89.8%	86.7%	
農	林	造 漁	業 業	12,573 77	135,439 818	89.8% 0.5%	86.7% 90.2%	
					•			
農		漁	業	77	818	0.5%	90.2%	
農鉱	林	漁	業業	77 43	818 717	0.5% 0.5%	90.2% 106.0%	
農鉱建	林	漁	業業	77 43 4,315	818 717 46,849	0.5% 0.5% 31.1%	90.2% 106.0% 83.2%	
農鉱建卸	林設	漁	業業業業	77 43 4,315 1,551	818 717 46,849 20,674	0.5% 0.5% 31.1% 13.7%	90.2% 106.0% 83.2% 80.1%	
農鉱建卸小	林	漁	業業業業	77 43 4,315 1,551 1,886	818 717 46,849 20,674 18,062	0.5% 0.5% 31.1% 13.7% 12.0%	90.2% 106.0% 83.2% 80.1% 96.9%	
農鉱建卸小飲	林	漁	業業業業店	77 43 4,315 1,551 1,886 722	818 717 46,849 20,674 18,062 4,626	0.5% 0.5% 31.1% 13.7% 12.0% 3.1%	90.2% 106.0% 83.2% 80.1% 96.9% 105.2%	
農鉱建卸小飲運	林設売売食産送	漁	業業業業店業	77 43 4,315 1,551 1,886 722 625	818 717 46,849 20,674 18,062 4,626 8,288	0.5% 0.5% 31.1% 13.7% 12.0% 3.1% 5.5%	90.2% 106.0% 83.2% 80.1% 96.9% 105.2% 80.9%	
農鉱建卸小飲運サ	林設売売食	漁庫ス産	業業業業店業業	77 43 4,315 1,551 1,886 722 625 2,567	818 717 46,849 20,674 18,062 4,626 8,288 25,198	0.5% 0.5% 31.1% 13.7% 12.0% 3.1% 5.5% 16.7%	90.2% 106.0% 83.2% 80.1% 96.9% 105.2% 80.9% 92.8%	



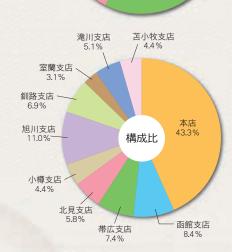
保証債務残高の構成

金融機関群別保証債務残高

	区	分		平成30年度(9月末)					
		73		件数	金額(百万円)	構成比	前年比		
都	市	銀	行	755	8,803	1.3%	84.5%		
地	方	銀	行	13,949	152,467	21.9%	87.0%		
第	二地	方 銀	行	23,148	239,465	34.4%	92.4%		
信	用	金	庫	41,089	254,923	36.6%	97.7%		
信	用	組	合	7,096	37,726	5.4%	97.6%		
そ	0	の		404	3,088	0.4%	85.1%		
合			計	86,441	696,473	100.0%	93.1%		

本支店別保証債務残高

	区	分		平成30年度(9月末)								
))		件 数	金額(百万円)	構成比	前年比					
本			店	34,431	302,060	43.4%	95.1%					
囪	館	支	店	6,760	58,543	8.4%	93.6%					
帯	広	支	店	8,275	51,799	7.4%	92.7%					
北	見	支	店	5,104	40,289	5.8%	89.1%					
小	樽	支	店	3,740	30,554	4.4%	88.8%					
旭	Ш	支	店	10,783	76,766	11.0%	92.0%					
釧	路	支	店	6,057	48,191	6.9%	91.1%					
室	蘭	支	店	2,726	21,700	3.1%	93.3%					
滝	Ш	支	店	4,504	35,854	5.1%	91.5%					
苫	小 #	女 支	店	4,061	30,717	4.4%	91.1%					
合			計	86,441	696,473	100.0%	93.1%					



その他0.4% -

信用金庫 36.6%

信用組合 - 5.4%

都市銀行 1.3%

地方銀行 21.9%

第二地方銀行 34.4%

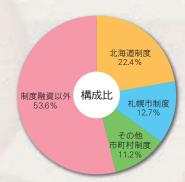
構成比

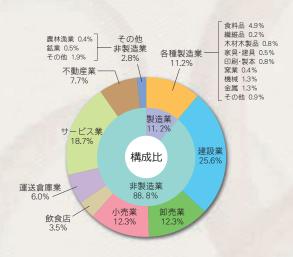
地公体融資制度別保証債務残高

		区	_	_		平成30年度(9月末)					
	区分					件数	金額(百万円)	構成比	前年比		
-	比)	毎 ì	道	制	度	24,262	155,793	22.4%	89.0%		
7	⊧ L 1	幌 ī	ħ	制	度	13,280	88,739	12.7%	91.5%		
3	その他市町村制度				度	15,720	78,315	11.2%	94.9%		
É	制 度	融	資	以	外	33,179	373,625	53.6%	94.9%		
í	合				計	86,441	696,473	100.0%	93.1%		

業種別保証債務残高

(IT) 3 1 1 1	HIL 194.373 /	-VIII	,					
区	分		平成30年度(9月末)					
	/)		件数	金額(百万円)	構成比	前年比		
製	造	業	7,852	77,943	11.2%	88.2%		
食	料	品	2,819	33,940	4.9%	89.9%		
繊	維	品	195	1,294	0.2%	89.7%		
木 材	木 製	品	527	5,648	0.8%	87.2%		
家 具	• 建	具	512	3,462	0.5%	87.8%		
印刷	• 製	本	701	5,829	0.8%	91.8%		
窯		業	270	2,862	0.4%	86.6%		
機		械	980	9,193	1.3%	85.5%		
金		属	972	9,250	1.3%	85.5%		
その1	也 製 造	業	876	6,466	0.9%	85.3%		
非 製	造	業	78,589	618,529	88.8%	93.7%		
農材	漁	業	420	2,879	0.4%	97.6%		
鉱		業	234	3,170	0.5%	98.7%		
建	設	業	23,844	178,405	25.6%	92.8%		
卸	売	業	8,653	85,599	12.3%	87.6%		
小	売	業	11,835	85,681	12.3%	94.9%		
飲	食	店	5,396	24,410	3.5%	97.8%		
運 送	倉 庫	業	4,332	41,575	6.0%	93.7%		
サー	ビス	業	17,962	129,927	18.7%	94.9%		
不 動	産	業	4,130	53,451	7.7%	100.2%		
そ	の	他	1,783	13,433	1.9%	98.0%		
合		計	86,441	696,473	100.0%	93.1%		





代位弁済の構成

金融機関群別代位弁済(年度累計)

	区	分		平成30年度(4~9月)					
		73		件数	金額(百万円)	構成比	前年比		
都	市	銀	行	7	75	1.7%	85.1%		
地	方	銀	行	81	804	18.3%	153.4%		
第	二地	方 銀	行	172	1,569	35.8%	160.5%		
信	用	金	庫	299	1,595	36.3%	77.0%		
信	用	組	合	61	335	7.6%	133.9%		
そ	0	の		5	11	0.3%	1,008.0%		
合			計	625	4,390	100.0%	112.2%		

本支店別代位弁済(年度累計)

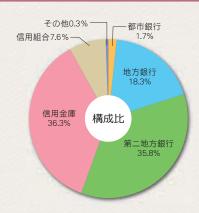
	区	分		平成30年度(4~9月)					
		73		件数	金額(百万円)	構成比	前年比		
本			店	266	1,670	38.0%	131.4%		
逑	館	支	店	40	343	7.8%	81.8%		
帯	広	支	店	51	354	8.1%	289.6%		
北	見	支	店	16	91	2.1%	52.7%		
小	樽	支	店	29	244	5.6%	109.5%		
旭	Ш	支	店	95	587	13.4%	131.2%		
釧	路	支	店	66	700	15.9%	100.4%		
室	蘭	支	店	8	36	0.8%	23.0%		
滝	Ш	支	店	18	141	3.2%	79.1%		
苫	小	牧 支	店	36	223	5.1%	99.6%		
合			計	625	4,390	100.0%	112.2%		

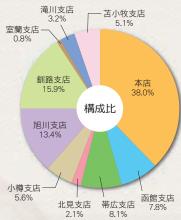
地公体融資制度別代位弁済(年度累計)

	区	ヌ 分			平成30年度(4~9月)						
	区万			件数	金額(百万円)	構成比	前年比				
北	海	道	制	度	227	1,511	34.4%	98.6%			
札	幌	市	制	度	104	764	17.4%	150.3%			
その他市町村制度					49	202	4.6%	64.7%			
制	度	融資	i 以	外	245	1,913	43.6%	122.7%			
合				計	625	4,390	100.0%	112.2%			

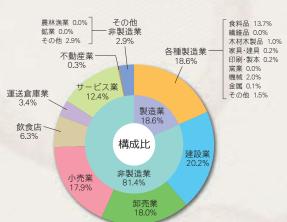
業種別代位弁済(年度累計)

	区	,	分			平成30年度(4~9月)					
			/)		件数	金額(百万円)	構成比	前年比			
製		造		業	59	816	18.6%	128.7%			
食		料		品	38	601	13.7%	134.4%			
繊		維		品	0	0	0.0%	0.0%			
木	材	木	製	品	4	42	1.0%	7,714.2%			
家	具	٠	建	具	3	7	0.2%	20.5%			
ED	刷	٠	製	本	3	9	0.2%	572.7%			
窯				業	0	0	0.0%	0.09			
機				械	7	87	2.0%	91.8%			
金				属	1	3	0.1%	23.9%			
そ	の 1	也望	製 造	業	3	67	1.5%	152.8%			
非	製	Į	造	業	566	3,573	81.4%	109.0%			
農	材	ζ.	漁	業	0	0	0.0%	0.0%			
鉱				業	0	0	0.0%	0.0%			
建		設		業	124	889	20.2%	97.6%			
卸		売		業	90	791	18.0%	90.5%			
小		売		業	130	786	17.9%	141.5%			
飲		食		店	62	277	6.3%	151.4%			
運	送	倉	庫	業	24	148	3.4%	71.6%			
サ	_	ビ	ス	業	112	545	12.4%	144.0%			
不	動	J	産	業	6	12	0.3%	31.1%			
		の		他	18	126	2.9%	96.3%			
そ		0)		.0		4,390					









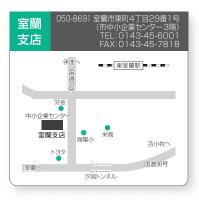
お問い合わせ先のご案内 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆



















経営金融相談専用ダイヤル

道内の中小企業経営者の皆さま方の経営・金融相談をお受けしております。ご相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

0120-279-540

フリーダイヤルがご利用いただけない場合は、本店・業務部企業支援課011-241-5605をご利用ねがいます。

連絡所(次の市町村の商工会議所、商工会内にあります)

			_			
●本店	江	別		●旭川	留	蓢
	恵	庭			稚	内
■函館	北	斗	=		名	寄
					富臣	き
	江	差			\pm	別
	₹	*				
	八	雲			上	Ш
●帯広	本	別	=	●釧路	根	室
市区					白	糠
	清	水			厚	岸
	幕	別			序	<i>/</i> +
●北見	北	見	- (留辺蘂)	●室蘭	伊	達
	網	走		●滝川	岩見	見沢
	紋	別			深	Ш
	遠	軽			美	唄
	斜	里			芦	別
●小樽	岩	内	_	●苫小牧	浦	河
	倶知	喧安			白	老
	余	市			新ひ	だか

ご注意ください

信用保証協会をご利用のお客様へ

- ■最近、悪質な仲介業者等、いわゆる金融あっせん屋が保証申込みにあたって、あっせんを行った手数料等の名目で、不法な報酬を要求する事例が発生しています。信用保証協会においては、保証にあたって所定の信用保証料以外には、手数料、入会金、あっせん料、仲介料等は一切いただいておりません。
- ■監督官庁および警察庁の指導により、第三者が介入、または相談窓口が認めた方以外の第三者が同席する案件には、応じられないことになっております。
- ■反社会的勢力は信用保証の対象となりません。

ご利用にあたって、ご不審な点がありましたら最寄りの 信用保証協会へご連絡ください。



(1) 北海道信用保証協会

http://www.cgc-hokkaido.or.jp/

郵 便 番 号 060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地 電 話 (011)241-2535・FAX(011)261-8923

